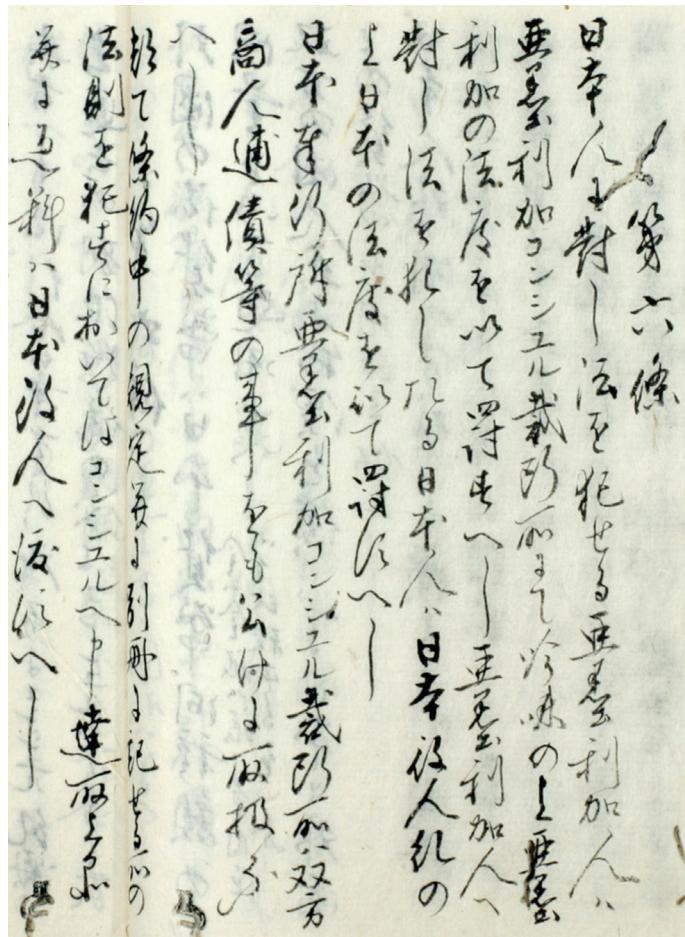


日米修好通商条約



* 德山毛利家文庫 条約15「亞墨利加国条約并税則」

「亞墨利加国条約」は14条からなる日米修好通商条約の本文のこと、「并（ならびに）税則」とは、貿易について定めた貿易章程を意味します。

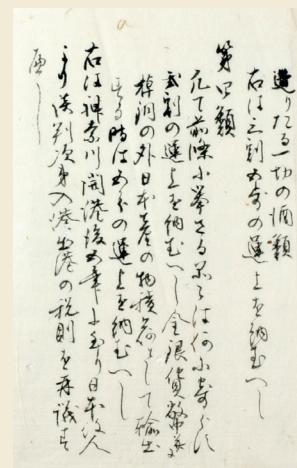
解説

1858（安政5）年、大老に就いた井伊直弼は、勅許を待たず米国総領事ハリスと日米修好通商条約を締結しました。

この条約により、日本は領事裁判権（写真左。居留民の治外法権）、関税自主権の喪失（写真下）、日米和親条約以来の片務的な最恵国待遇条款等の不平等な条件のもとで、国交・通商関係を強いられることとなりました。

また、勅許を得ないままの調印は、通商開始による物価の上昇もあって、桜田門外の変をはじめとする尊王攘夷運動の高まりと、討幕へ向かう激しい闘争の契機ともなりました。

この資料のほか、徳山毛利家文庫には、同時期に結ばれた安政の五カ国条約の写しがすべて含まれています。



* 貿易章程（同資料）では、最後の部分（写真左）で関税は協定によることとされ（協定税率），日本は関税自主権のない状態になりました。

* 徳山毛利家文庫に含まれるこの時期の修好通商条約は、日米（条約15, 18）、日露（条約18, 21）、日英（条約17, 18）、日蘭（条約18, 35）、日仏（条約18, 36）です。条約18には、5か国のが合冊されています。

* また、「両公伝史料」1478～1480には、ペリーの再来航から修好通商条約締結までの経緯の記述があります。